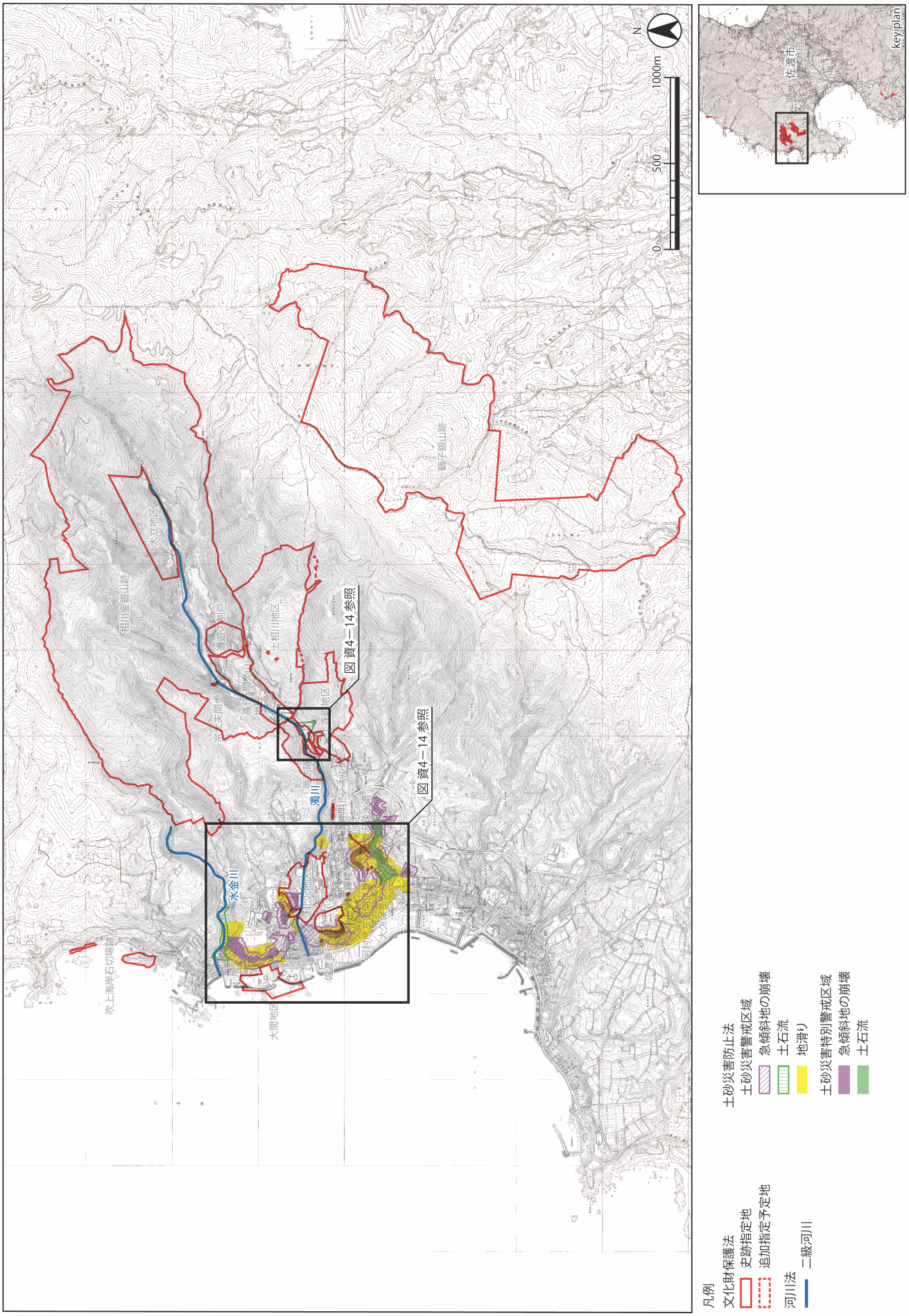

図 資 4-13：相川金銀山地域、鶴子銀山地域周辺の法規制図（4/5）

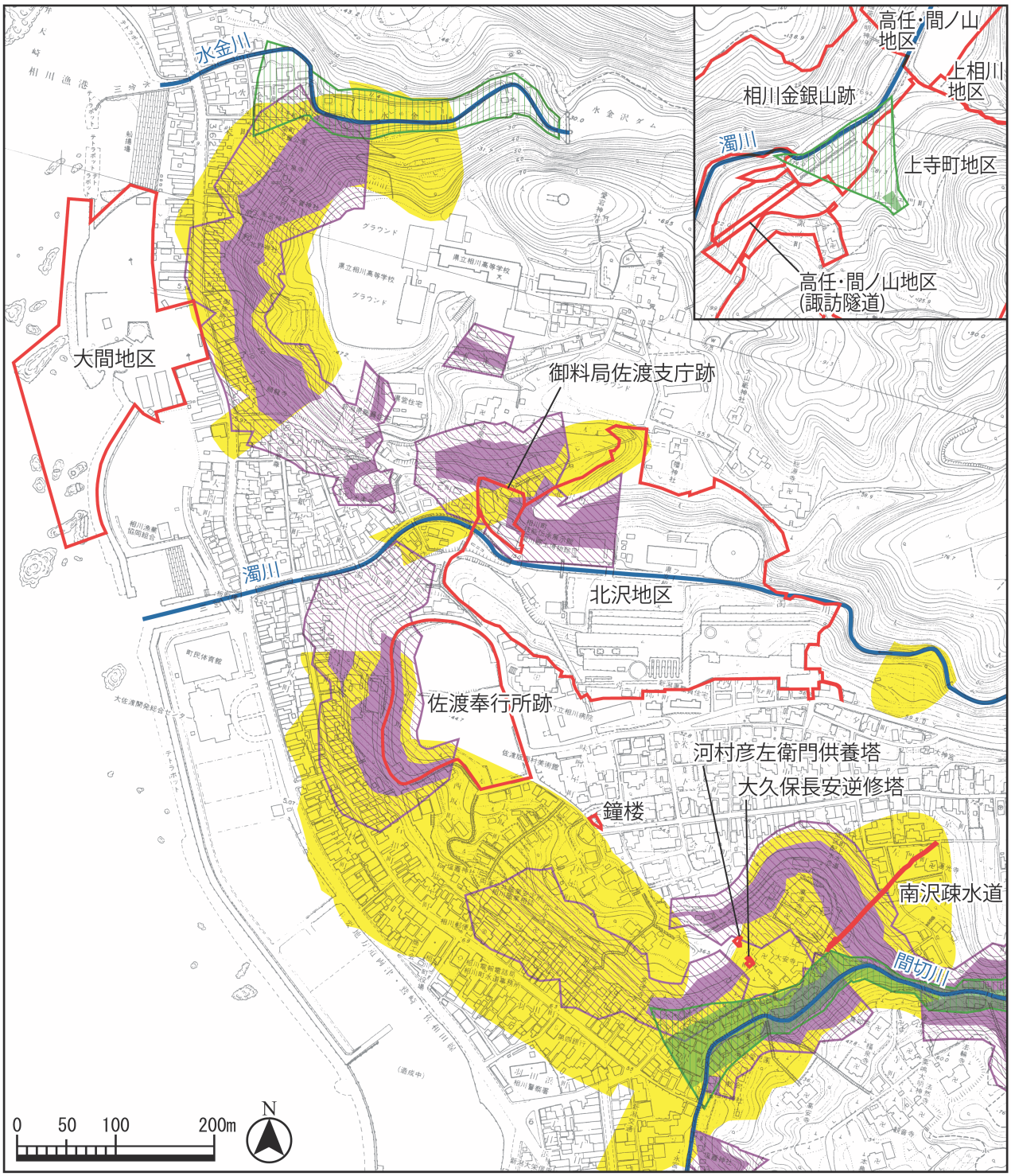

凡例

文化財保護法

史跡指定地

河川法

二級河川

土砂災害防止法

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊

土石流

地滑り

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊

土石流

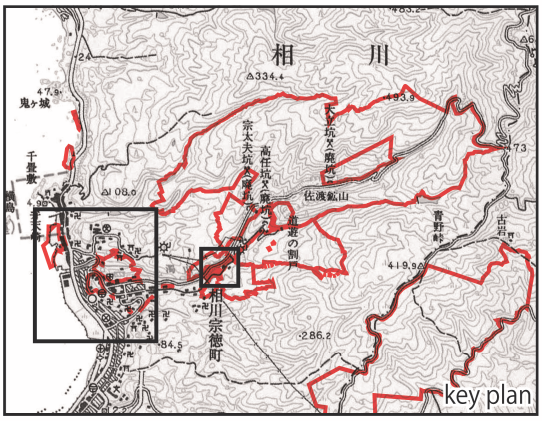

図 資 4-14：相川金銀山地域、鶴子銀山地域周辺の法規制図（5/5）

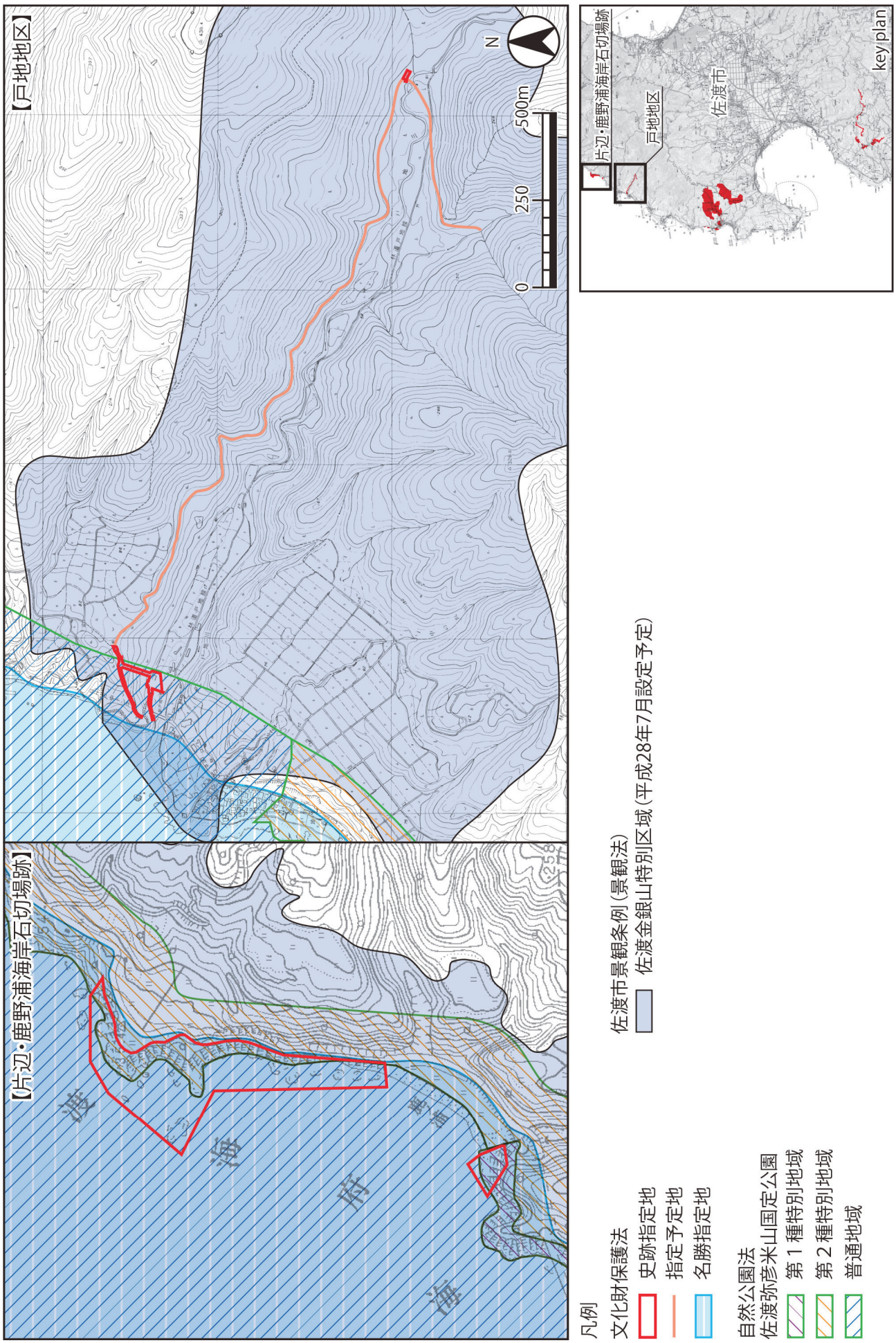

図 資 4-15：戸地地区、片辺・鹿野浦海岸石切場跡周辺の法規制図（1/4）

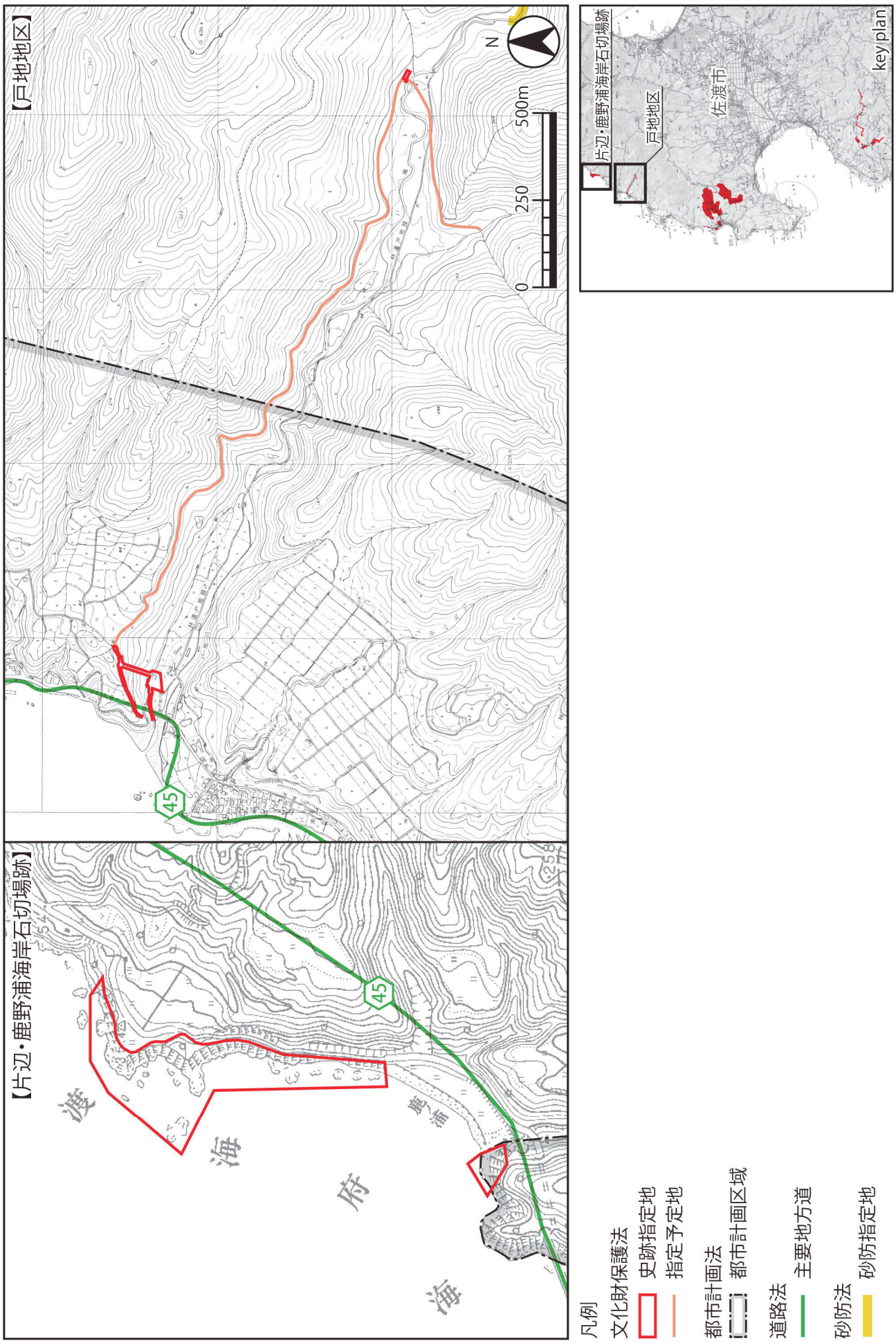

図 資 4-16：戸地地区、片辺・鹿野浦海岸石切場跡周辺の法規制図（2/4）

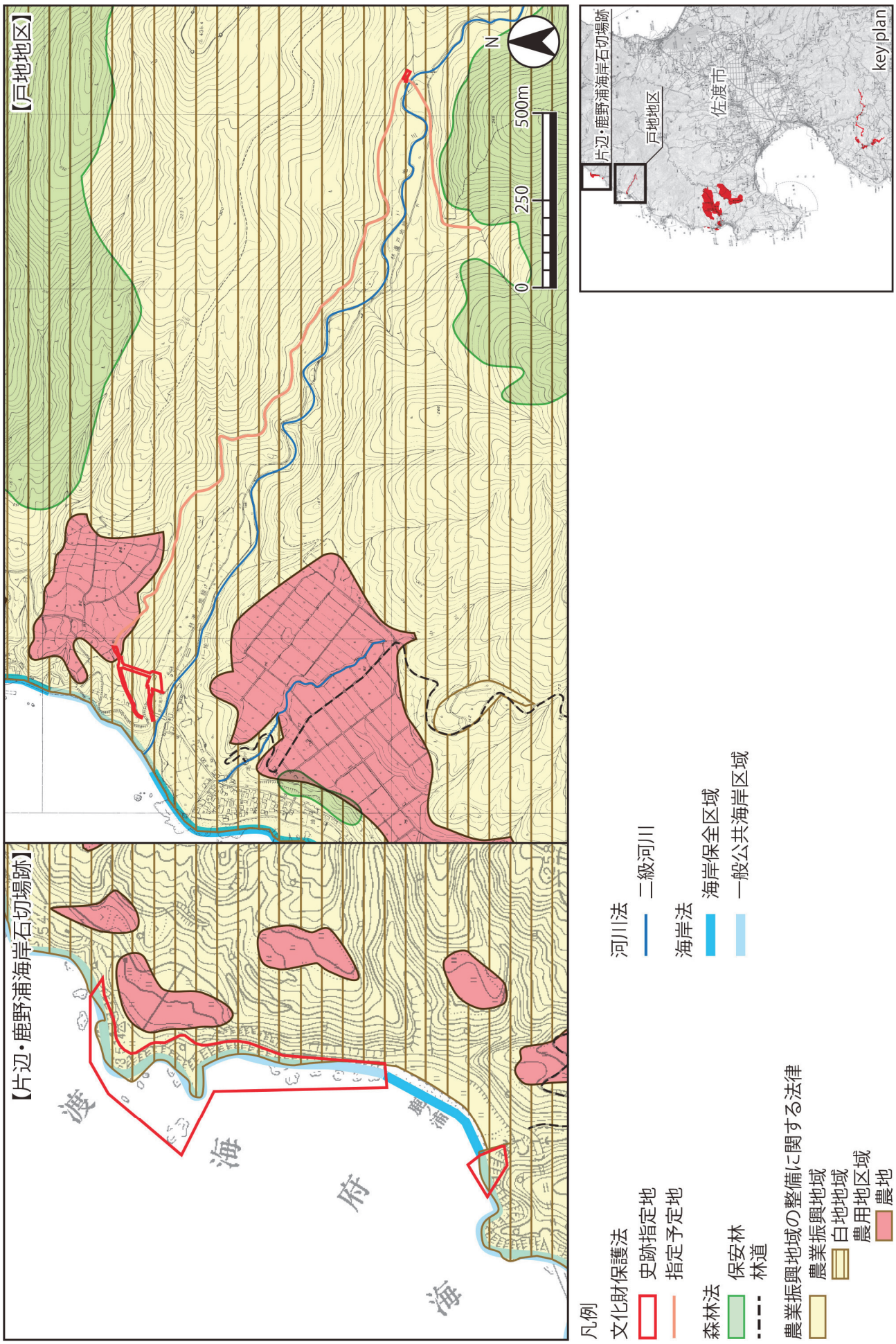

図 資 4-17：戸地地区、片辺・鹿野浦海岸石切場跡周辺の法規制図（3/4）

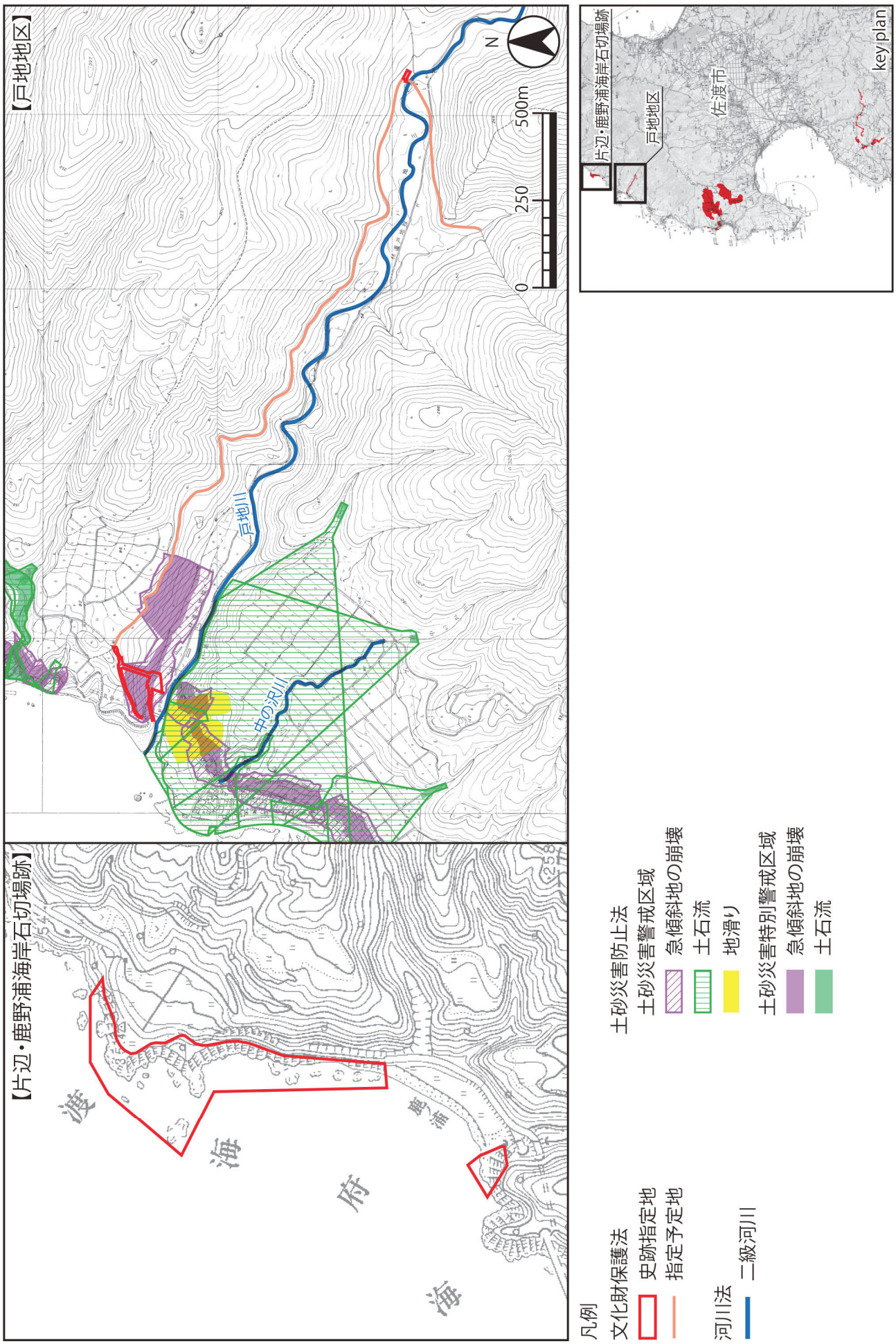

図 資 4-18：戸地地区、片辺・鹿野浦海岸石切場跡周辺の法規制図（4/4）

資料５　佐渡市景観条例

平成21年12月28日
佐渡市条例第80号

（目的）

第１条　この条例は、景観づくりに関する市、市民及び事業者の責務を明らかにし、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項その他美しい景観づくりのために必要な事項を定めることにより、本市の自然、歴史及び文化と調和した景観を守り育て、愛着と誇りの持てる景観を次世代に継承することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　景観づくり　良好な景観を保全し、及び創造することをいう。

⑵　建築物　建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物をいう。

⑶　工作物　建築基準法第２条第１号に規定する建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。

⑷　広告物等　屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第２条第１項に規定する屋外広告物及び専らこれを掲出し、又は表示する工作物等をいう。

（市の責務）

第３条　　市は、景観づくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

２　市は、景観づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、市民等の意見を反映させるように努めなければならない。

３　市は、公共施設の整備を行うに当たっては、景観づくりに先導的な役割を果たさなければならない。

４　市は、市民及び事業者が景観づくりについての理解を深め、積極的にこれを推進することができるように、景観づくりに関する意識の高揚及び支援に努めなければならない。

５　市は、必要に応じて、国、県その他地方公共団体及び公共的団体等に対し、景観づくりについて協力を要請するものとする。

（市民の責務）

第４条　市民は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、地域の特性に配慮した景観づくりに努めるとともに、市が実施する景観づくりに関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、自らの経済活動が地域の景観に強く影響を及ぼすことを認識し、経済活動を行うに当たっては、景観づくりに最大限の配慮をするとともに、市が実施する景観づくりに関する施策に協力しなければならない。

（景観計画）

第６条　市長は、景観づくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、法第８条第１項に規定する良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

２　市長は、景観計画において計画を推進する上で重要であると認める区域を特別区域として指定し、当該区域における良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることができる。

３　市長は、景観計画を変更するときは、法第９条に定める手続によるほか、あらかじめ佐渡市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（計画提案をすることができる団体）

第７条　　法第11条第２項の条例で定める団体は、第23条第２項の規定により認定された景観推進活動団体とする。

（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続）

第８条　市長は、法第14条第１項の規定により、景観計画を変更しない場合の通知をしようとするときは、同条第２項に定めるもののほか、あらかじめ、佐渡市景観審議会に法第11条第３項の計画提案に係る景観計画の素案を提出して、その意見を聴かなければならない。

（届出を要する行為）

第９条　法第16条第１項第４号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

⑴　屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

⑵　土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更

⑶　道路（私道を除く。）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される森林における木竹等の伐採

⑷　水面の埋め立て干拓

⑸　自動販売機のうち、国道及び県道に面する場所に設置又は更新されるもの

２　特別区域における届出を要する行為については、規則で定める。

（届出不要行為）

第10条　景観計画区域における法第16条第７項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。ただし、特別区域については、規則で定める。

⑴　建築物の新築、増築、改築又は移転（以下「建築等」という。）で、延べ面積が10平方メートル未満のもの

⑵　建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「修繕等」という。）で、当該行為に係る部分が外観の４分の１未満のもの

⑶　工作物（煙突、柱類（電柱を除く。）、高架水槽、物見塔、装飾塔、記念塔、大規模な遊戯施設その他これらに類するもの。以下「工作物Ａ」という。）の新設、増築、改築又は移転（以下「建設等」という。）で、高さが10メートル未満のもの

⑷　工作物Ａの外観を変更することとなる修繕等で、当該行為に係る部分が外観の４分の１未満のもの

⑸　工作物（擁壁、さく、塀その他これらに類するもの。以下「工作物Ｂ」という。）の建設等で、高さが1.5メートル未満又は長さが10メートル未満のもの

⑹　工作物Ｂの外観を変更することとなる修繕等で、当該行為に係る部分が外観の４分の１未満のもの

⑺　工作物（電気供給、電気通信等の用途に供するもの。以下「工作物Ｃ」という。）の建設等で、高さが15メートル未満のもの

⑻　工作物Ｃの外観を変更することとなる修繕等で、当該行為に係る部分が外観の４分の１未満のもの

⑼　工作物（石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵及び処理の用に供する施設、立体的駐車場、プラント等の製造施設、汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの。以下「工作物Ｄ」という。）の建設等で、築造面積10平方メートル未満のもの

⑽　工作物Ｄの外観を変更することとなる修繕等で、当該行為に係る部分が外観の４分の１未満のもの

⑾　屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、高さが３メートル未満及び堆

積に係る土地の面積が300平方メートル未満並びに堆積期間が60日未満のもの

⑿　土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更で、面積が1,000平方メートル未満のもの又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが３メートル未満で長さが20メートル未満のもの

⒀　道路（私道を除く。）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される森林における木竹等の伐採で、1,000平方メートル未満のもの

⒁　地盤面下及び水面下における行為

⒂　道路（私道を除く。）その他公共の場所から容易に望見されない建築物の建築等及び修繕等又は工作物の建設等及び修繕等

⒃　設置期間が60日未満の工事、催会、行事等に必要な仮設の建築物の建築等又は工作物の建設等

⒄　農業、林業又は漁業の用に供する行為

⒅　法第16条第１項第３号に掲げる行為で、1,000平方メートル未満のもの

⒆　文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の重要文化財及び国宝に対する同法第43条の許可を受けて行う行為、同法第109条の史跡、名勝又は天然記念物及び特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物に対する同法第125条の許可を受けて行う行為並びに同法第144条の重要伝統的建造物群保存地区に対する佐渡市宿根木地区歴史的景観条例（平成16年佐渡市条例第184号）第22条の許可を受けて行う行為

⒇　新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第５条の新潟県指定有形文化財に対する同条例第13条の許可を受けて行う行為及び同条例第31条の史跡名勝天然記念物に対する同条例第35条の許可を受けて行う行為

(21)　前各号に掲げるもののほか、佐渡市景観審議会の意見を聴いた上で良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

（届出書類）

第11条　景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第１条第２項第４号の条例で定める図書は、次に掲げるものとする。

(1)　第９条第１項の行為を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の１以上のもの

(2)　当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

(3)　計画図又は施行方法を明らかにする図書

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（特定届出対象行為）

第12条　法第17条第１項の特定届出対象行為は、法第16条第１項第１号及び第２号に掲げる行為とする。

（届出の完了）

第13条　法第16条第１項の規定により届け出た行為が完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（助言及び指導）

第14条　市長は、第９条の規定により届けられた行為が景観づくりを適切に誘導するための基準に適合しないと認めるときは、当該行為をしようとする者に対し、必要な措置を講ずるように助言し、又は指導することができる。

（勧告等）

第15条　市長は、法第16条第３項の規定による勧告又は法第17条第１項の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、佐渡市景観審議会の意見を聴くことができる。

２　市長は、前項の勧告又は命令を受けた者がこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

３　市長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見陳述の機会を与えるものとする。

（無届行為者に係る措置）

第16条　市長は、法第16条第１項の規定による届出をすべき者が届出をしないで行為に着手し、又は虚偽の届出をした者に対し、届け出るべき事項について報告を求めることができる。

２　市長は、前項の報告により届出をしないで行為に着手した者（以下「無届行為者」という。）に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないことが明らかになった場合において、景観づくりを図る上で著しい支障があると認めるときは、当該無届行為者に対し、当該行為を景観計画に定められた当該行為についての制限に適合させるために必要な措置を講ずるよう勧告又は命令することができる。

３　前条第１項の規定は、前項の規定による勧告又は命令をしようとする場合について、同条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に従わなかった場合について準用する。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の指定等）

第17条　市長は、景観重要建造物（法第19条第１項に規定する景観重要建造物をいう。以下同じ。）又は景観重要樹木（法第28条第１項に規定する景観重要樹木をいう。以下同じ。）の指定をしようとするときは、佐渡市景観審議会の意見を聴かなければならない。

２　市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示しなければならない。この場合において、直ちに、その旨を当該景観重要建造物の所有者又は当該景観重要樹木の所有者に通知するとともに、遅滞なく、これを表示する標識を設置しなければならない。

３　前項の規定は、法第27条第１項若しくは第２項又は法第35条第１項若しくは第２項の規定により景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を解除したときについて準用する。この場合において、前項中「これを表示する標識を設置」は、「これを表示する標識を撤去」と読み替える。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の管理の基準）

第18条　法第25条第２項に規定する条例で定める基準は、次に掲げるものとする。

⑴　防災上必要な措置を講ずること。

⑵　定期的な保守点検を実施すること。

⑶　前２号に掲げるもののほか、良好な景観保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。

２　法第33条第２項に規定する条例で定める基準は、次に掲げるものとする。

⑴　景観重要樹木の形を保つため、せん定その他の管理を行うこと。

⑵　景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病害虫の駆除その他の措置を講ずること。

⑶　前２号に掲げるもののほか、良好な景観保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の滅失等の届出）

第19条　景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者は、当該景観重要建造物又は当該景観重要樹木が

滅失し、又はき損した場合は、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

（滅失等の無届けに対する報告）

第20条　市長は、前条の規定による届出をしない者又は虚偽の届出をした者に対し、届け出るべき事項について報告を求めることができる。

２　市長は、前項の報告をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

３　市長は、第１項の規定による報告の求めに応じない者に対し、報告するように勧告することができる。

（空地等に係る要請）

第21条　市長は、景観計画区域の空地、建築物、工作物及び広告物等が、その区域に係る景観計画に適合しないとき、又は良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、占用者又は管理者に対し、これらの良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を図るよう要請することができる。

２　市長は、光、音、におい、水質等の環境的要素その他のものが景観を著しく阻害していると認めるとき、又は阻害するおそれがあると認めるときは、その原因者に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

３　市長は、前２項の規定により要請するときは、必要に応じて佐渡市景観審議会の意見を聴くことができる。

（景観協定の締結等）

第22条　法第81条第１項の規定により、同項の土地の所有者及び借地権を有する者は、景観づくりに必要な事項について互いに協定（以下「景観協定」という。）を締結することができる。

２　法第81条第４項の規定により、景観協定の認可を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

３　市長は、前項の申請について、法第83条第１項に基づき、その内容が景観づくりに寄与すると認めるものを、景観協定として認可しなければならない。

４　景観協定を締結した者は、法第84条第１項における変更又は法第88条第１項における廃止をしようとするときは、速やかに、市長に申請しなければならない。

５　市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その変更が景観づくりに寄与すると認めるものを認可しなければならない。

６　市長は、第４項の規定による廃止の申請があったときは、これを認可することができる。

（景観推進活動団体の認定）

第23条　景観計画区域内において景観づくりに寄与する自主的な活動を行う団体は、景観推進活動団体の認定を市長に申請することができる。

２　市長は、前項の規定による申請において、当該団体の活動の内容が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、景観推進活動団体に認定することができる。

⑴　景観づくりに資すること。

⑵　一定期間において継続が可能であること。

⑶　市民等に対し不利益を与えるものでないこと。

３　市長は、前項の規定により景観推進活動団体に認定するときは、あらかじめ佐渡市景観審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、景観推進活動団体を認定したときは、その旨を告示するものとする。

（景観推進活動団体の認定の取消し）

第24条　市長は、景観推進活動団体が前条第２項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定による認定の取消しを行ったときは、その旨を告示するものとする。

（景観推進活動団体の廃止）

第25条　景観推進活動団体を廃止するときは、市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。

（景観整備機構の指定）

第26条　市長は、法第92条第１項の規定による申請をする者（以下「申請者」という。）が本市の景観行政の推進に資する法人であって、規則に定める基準に適合していると認めるときは、景観整備機構として指定することができる。

（支援）

第27条　市長は、景観づくりに寄与すると認められる行為を行おうとするものに対し、その行為に要する費用の一部を補助し、又は専門家を派遣する等、必要な措置を講ずることができる。

（表彰）

第28条　市長は、景観づくりに寄与していると認められるものを表彰することができる。

２　市長は、前項の規定による表彰をしようとするときは、あらかじめ佐渡市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（審議会の設置）

第29条　景観づくりに関する事項を調査及び審議するため、佐渡市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、市長の諮問に応じ調査及び審議するほか、景観づくりに関し市長に意見を述べることができる。

（審議会の運営等）

第30条　審議会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（委任）

第31条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

資料６　良好な景観づくりのための行為の制限（佐渡市景観計画より抜粋）

佐渡市景観計画（平成 27 年 4 月改定）では、佐渡市全域を６つの区域に区分して、それぞれの地区にあった景観形成基準を設けている。

また、景観計画区域内において、景観的に重要で、かつ６地区よりもさらに地域に即した具体的な基準が必要と思われる区域を「特別区域」として指定している。

表 資 6-1：佐渡市の景観計画区域の区分

景観計画区域		概要
①　市街地区域	①－Ⅰ　一般市街地区域	沿道立地のまちなみを有する区域
	①－Ⅱ　歴史的市街地区域	伝統的な様式の建物が通り沿いに多く残っており、形態・意匠の類似する建物が多く残る区域
②　商業・賑わい区域	②－Ⅰ　商業賑わい区域	佐渡市において、最も視界の開けた場所にある国道・バイパス沿いの区域
③　自然・農漁村区域	③－Ⅰ　山村と森林区域	棚田と杉林が立ち並び、集落が点在する山村区域
	③－Ⅱ　農村と平野区域	田園や棚田の中に集落が形成される区域
	③－Ⅲ　漁村と海岸区域	ダイナミックな海岸景観を有する区域

史跡佐渡金銀山遺跡の各地域が該当する景観計画区域及び特別区域は以下のとおりとなっている。各景観計画区域及び特別区域の景観形成基準を次頁以降に示す。なお、史跡佐渡金銀山遺跡を含む周辺地域の景観保全のため、特別区域が設定される予定である（平成 28 年 7 月予定）。

表 資 6－2：史跡佐渡金銀山遺跡の各地域が該当する景観計画区域及び特別区域

地域	No.	名称	景観計画区域及び特別区域
1. 西三川砂金山地域	1-1	西三川砂金山跡	特別区域：佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観区域 ③－Ⅰ　山村と森林区域
2. 鶴子銀山地域	2-1	鶴子銀山跡	③－Ⅰ　山村と森林区域 ③－Ⅱ　農村と平野区域
3. 相川金銀山地域	3-1	相川金銀山跡	特別区域：佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観区域
	3-2	道遊の割戸	
	3-3	宗太夫間歩	
	3-4	南沢疎水道	
	3-5	大立地区	
	3-6	高任・間ノ山地区	
	3-7	北沢地区	
	3-8	御料局佐渡支庁跡	
	3-9	戸地地区	③－Ⅱ　農村と平野区域 ③－Ⅲ　漁村と海岸区域
	3-10	大間地区	特別区域：佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観区域
	3-11	上相川地区	特別区域：佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観区域 ③－Ⅱ　農村と平野区域
	3-12	上寺町地区	
	3-13	佐渡奉行所跡	特別区域：佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観区域
	3-14	鐘楼	
	3-15	大久保長安逆修塔	
	3-16	河村彦左衛門供養塔	
	3-17	吹上海岸石切場跡	
	3-18	片辺・鹿野浦海岸石切場跡	③－Ⅲ　漁村と海岸区域

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">市街地区域</th><th rowspan="2">商業・賑わい区域</th></tr>
<tr><th>一般市街地区域</th><th>歴史的市街地区域</th></tr>
<tr><td rowspan="2">配置</td><td colspan="2">・隣地の建築物の壁面位置に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。</td><td>・延床面積300㎡を越える大規模な建築物の壁面は、道路からできるだけ5m以上後退させ、通りへの圧迫感を避けるよう配慮すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">・建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高さ</td><td colspan="2">【建築物】
・軒高9m以下とすること。※1)
・できる限り、隣接する建物の軒高に合わせた高さにすること。</td><td>【建築物】
・最上部までの高さを 15m以下とすること。※1)</td></tr>
<tr><td colspan="3">【工作物】
・煙突・柱など　高さ15m以下とすること。
・塀・柵・擁壁等　高さ1.5m以下とすること。※2)
・電気供給・電気通信の用途　高さ20m以下とすること。
・立体駐車場、プラントなど　高さ15m以下とすること。</td></tr>
<tr><td>屋根形態</td><td colspan="3">・屋根の形態は周辺の建物と調和し、まちなみと一体となるよう配慮すること。</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td colspan="2">・［彩度］4以下とすること。
・できる限り下記の色を用いること
【外壁色】
<table>
<tr><th>色相</th><th>再度</th><th>明度</th></tr>
<tr><td>0YR～5Y</td><td>4 以下</td><td>3～8</td></tr>
<tr><td>R 及び 5Y～10Y</td><td>2 以下</td><td>3～8</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>1 以下</td><td>3～8</td></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>－</td><td>3～8</td></tr>
</table>
【屋根色】
<table>
<tr><th>色相</th><th>再度</th><th>明度</th></tr>
<tr><td>すべての色相</td><td>2 以下</td><td>4 以下</td></tr>
</table></td><td>・［彩度］6以下とすること。
・できる限り下記の色を用いること
【外壁色】
<table>
<tr><th>色相</th><th>再度</th><th>明度</th></tr>
<tr><td>0YR～5Y</td><td>6 以下</td><td>3～8</td></tr>
<tr><td>R 及び 5Y～10Y</td><td>3 以下</td><td>3～8</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>2 以下</td><td>3～8</td></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>
【屋根色】
<table>
<tr><th>色相</th><th>再度</th><th>明度</th></tr>
<tr><td>すべての色相</td><td>2 以下</td><td>4 以下</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>素材</td><td>・周辺の環境と調和した素材とすること。
・反射率の少ない材料の使用に努めること。
・汚れがつきにくく、色あせや損傷が少ない材料の使用に努めること。</td><td>・周辺の環境と調和した素材とすること。
・既存の住宅に合せ、できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。
・自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。</td><td>・反射率の少ない材料の使用に努めること。
・汚れがつきにくく、色あせや損傷が少ない材料の使用に努めること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">植栽</td><td colspan="2">・屋敷林等の既存樹木をできる限り保全・活用すること。</td><td>・既存の樹木等を出来るだけ保全・活用すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">・敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。
・生垣の整備に努めること。</td></tr>
<tr><td>屋外堆積物</td><td colspan="3">・周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。
・周辺から目立たないよう、生垣等で遮蔽すること。</td></tr>
<tr><td>土石の採取</td><td colspan="3">・採取・採掘を行なう際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。
・行為後は土地の状況を原状に復旧すること。</td></tr>
<tr><td>開発行為・土地の改変</td><td colspan="3">・法面を植生で覆い、裸地を少なくすること。
・法面をコンクリート等で覆う場合は、法尻部分に高木の植栽を行って景観を緩和すること。</td></tr>
<tr><td>水面の埋め立て・干拓</td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td>伐採</td><td colspan="3">・できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。</td></tr>
<tr><td>自動販売機</td><td colspan="2">・自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。
【色彩・意匠】本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。</td><td>－</td></tr>
</table>

※1）改築の際の建物の高さについては、現況高さの 2/3、もしくは各区域の高さ基準のうち、高いほうまでとする。
※2）自然素材を用いる場合は、この限りではない。

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="3">自然・農漁村区域</th></tr>
<tr><th>山林と森林区域</th><th>農村と平野区域</th><th>漁村と海岸区域</th></tr>
<tr><td rowspan="2">配置</td><td colspan="2">・道路からできるだけ後退させて配置し、道路に接する境界には植栽を施すこと</td><td>・隣地の建築物の壁面位置に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">・建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高さ</td><td colspan="2">【建築物】
・最高高さ13m以下とすること。※1)</td><td>【建築物】
・軒高 9m以下とすること。※1)</td></tr>
<tr><td colspan="3">【工作物】
・煙突・柱など　高さ15m以下とすること。
・塀・柵・擁壁等　高さ1.5m以下とすること。※2)
・電気供給・電気通信の用途　高さ20m以下とすること。
・立体駐車場、プラントなど　高さ15m以下とすること。</td></tr>
<tr><td>屋根形態</td><td colspan="2">・できる限り勾配屋根とすること。</td><td>・屋根の形態は周辺の建物と調和し、まちなみと一体となるよう配慮すること。</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td colspan="3">・［彩度］4以下とすること。
・できる限り下記の色を用いること
【外壁色】
<table>
<tr><th>色相</th><th>再度</th><th>明度</th></tr>
<tr><td>0YR～5Y</td><td>4 以下</td><td>3～8</td></tr>
<tr><td>R 及び 5Y～10Y</td><td>2 以下</td><td>3～8</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>1 以下</td><td>3～8</td></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>－</td><td>3～8</td></tr>
</table>
【屋根色】
<table>
<tr><th>色相</th><th>再度</th><th>明度</th></tr>
<tr><td>すべての色相</td><td>2 以下</td><td>4 以下</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>素材</td><td colspan="3">・自然等周辺の環境と調和する素材とすること。
・できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。
・自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。</td></tr>
<tr><td>植栽</td><td colspan="3">・敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。
・屋敷林等の既存樹木をできる限り保全・活用すること。
・生垣の整備に努めること。</td></tr>
<tr><td>屋外堆積物</td><td>・周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。
・周辺から目立たないよう、生垣等で遮蔽すること。</td><td>・主要道路および良好な視点場からの平野の眺望を妨げる場所は避けること。
・その他の場所においても、主要道路から堆積物が見えないよう、生垣等で遮蔽すること。</td><td>・主要道路から海岸への眺望を妨げる場所は避けること。
・その他の場所においても、主要道路から堆積物が見えないよう、生垣等で遮蔽すること。</td></tr>
<tr><td>土石の採取</td><td colspan="3">・採取・採掘を行なう際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。
・行為後は土地の状況を原状に復旧すること。</td></tr>
<tr><td>開発行為・土地の改変</td><td>・開発による土地造成に伴い、高さが 5mかつ長さが 50ｍを超える法面が生ずる造成はできる限り行なわないこと。</td><td>・平野の一体的な景観を分断する恐れがあるため、高さ 3mかつ長さ 50mを超える法面が生じる造成はできる限り行なわないこと。</td><td>・主要道路から海岸への眺望を妨げる土地の改変はできる限り行なわないこと。
・開発により生じる法面は、植生で覆い、裸地を少なくすること。</td></tr>
<tr><td>水面の埋め立て・干拓</td><td colspan="3">・護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとすること。</td></tr>
<tr><td>伐採</td><td colspan="3">・できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。</td></tr>
<tr><td>自動販売機</td><td colspan="3">・自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。
【色彩・意匠】本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。
【光量】できるだけ光量を抑え、夜間の良好な環境に配慮すること</td></tr>
</table>

※1）改築の際の建物の高さについては、現況高さの 2/3、もしくは各区域の高さ基準のうち、高いほうまでとする。
※2）自然素材を用いる場合は、この限りではない。

項目	特別区域：佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観区域	
	山林・農地・海岸区域 （必要に応じ文化的景観担当部局と事前協議を行う）	笹川集落区域（文化的景観担当部局と事前協議を行う）
配置	【建造物】 ・自然・農漁村区域に準じる	【建造物】 ・母屋（住居）は、道路からできるだけ後退させて配置すること。やむを得ず道路に面して母屋（住居）を設ける場合は、1 階建てとすること。 ・蔵、車庫、納屋等の出入口は、できる限り道路に面して設けないこと。 ・建築物に付属する設備機器等は、道路、その他の公共の場所から見えにくくするよう工夫すること。
高さ	【建造物】 ・自然・農漁村区域に準じる	【建造物】 ・最高高さ13m以下、かつ、2階建て以下とすること。 【工作物】 ・煙突・柱など高さ 12m 以下とすること。 ・塀・柵・擁壁等なるべく設けないこと。やむを得ない場合は高さ 1.5m 以下とすること。 ・電気供給・電気通信の用途高さ 12m 以下とすること。 ・立体駐車場、プラントなど高さ12m以下とすること。
屋根形態	・自然・農漁村区域に準じる	・勾配屋根とすること。 ・母屋（住居）は、できる限り平入り（出入口に対して棟を横向き）とすること。
色彩	・自然・農漁村区域に準じる	・外壁色は、木板・漆喰など自然素材に合わせた色彩とすること。 ・屋根色は、焼瓦などに合わせた色彩とすること。
素材	・自然・農漁村区域に準じる	・屋根材は、できる限り焼瓦または自然素材を用いること。やむを得ず金属板を用いる場合は、はぜ葺き等凹凸の目立たない葺き方とし、色彩や光沢を抑え、周囲の景観と調和するように努めること。 ・外壁材は、木板を基本とし、土、漆喰等の湿式仕上げも可能とする。ただし、やむを得ない場合は、湿式仕上げと色彩や風合いを合わせた外壁材（サイディング等）を使用してもよい。 ・建具は、木製、又は、木と調和するように色彩や光沢に配慮した素材とすること。 ・吸排気口、とい等は、道路、その他の公共の場所から見えにくくするよう素材や色彩を工夫すること。
植栽	・自然・農漁村区域に準じる	・敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種とすること。 ・周囲と調和する植栽を心がけ、日常の手入れに努めること。
その他		・敷地内は、できる限りコンクリート、アスファルト等で舗装しないこと。 ・土留め等を設ける場合は、石積みとすること。構造上、やむを得ない場合はコンクリート造も可能とするが、石積みと調和するように表面の仕上に工夫すること。 ・上排水設備及びこれらの点検口は、道路、その他の公共の場所から見えにくくするように工夫すること。 ・環境を保護するため、浄化槽の設置に努める。
屋外堆積物	・自然・農漁村区域に準じる	・資材等の廃棄場所にならないよう、景観の保持に努める。 ・高さ 1.5m 以下、面積 150 ㎡以下とすること。（市の届出基準の半分）
土石の採取	・自然・農漁村区域に準じる	・用途・規模に関わらず、市文化的景観部局との事前協議により、周囲の景観への配慮を最大限行うこととする。
開発行為・土地の改変	・自然・農漁村区域に準じる	・用途・規模に関わらず、市文化的景観部局との事前協議により、周囲の景観への配慮を最大限行うこととする。
水面の埋め立て・干拓	・自然・農漁村区域に準じる	・自然護岸・自然石護岸・自然河床の保全に努める ・多様な生態系の維持に努める。 ・周囲の景観への配慮を最大限行う。
伐採	・自然・農漁村区域に準じる	
自動販売機	・自然・農漁村区域に準じる	

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">特別区域：佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観区域</th></tr>
<tr><th>山林・農地・海岸区域
（必要に応じ文化的景観担当部局と事前協議を行う）</th><th>笹川集落区域（文化的景観担当部局と事前協議を行う）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">その他</td><td></td><td>【屋外広告物】
・設置は行わないことが望ましい。交通誘導版・観光案内板等は必要最小限に留める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【砂金山関連遺構】
・砂金採掘地跡・水路跡・堤跡などの遺構の保全に努める。（周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図る）</td></tr>
<tr><td></td><td>【信仰に関する空間】
・寺社・伝承地・墓地等の空間は、周囲の樹木も含め保存することとし、聖地性（場所性）を損なわないようにする。
【石垣景観】
・笹川集落内に多数分布する石垣の景観は特徴的であり、保全に努める。
【農地】
・耕作放棄地が少ないため、現状維持に努める。
・長期にわたる土石、廃棄物、再生資源等の堆積は行わない。
【用水路網・畦畔等】
・砂金稼ぎのために遠方から引いた歴史的な用水の保全に努める。
・新たな法面・擁壁等の造成は行わない。
・自然護岸・自然河床・自然法面の保全に努める。
【ため池】
・営農を継続させるための水利システムの維持を第一に考え、維持管理・補修を行いつつ、景観の保全を図る。</td></tr>
</table>

項目	特別区域：佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観区域 上町景観重点保全区域（原則、以下の基準とし、文化的景観担当部局と事前協議を行う）
配置	【建築物】 ・隣地の建築物の壁面位置に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。 ・歴史的建造物の建物配置についてはできる限り現況を維持すること。 ・駐車場等は前面道路に面して設けないこととする。 ・建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。やむを得ない場合は、意匠・色彩等への配慮を行うことで対応すること。 【工作物】 ・新設にあたっては、事前に周辺景観との視覚的影響等を検討し、最も影響が少ない配置を選択すること。
高さ	【建築物】前面道路を起点として、最高高さ 10mかつ２階建て以下とし、できる限り、隣接する建物の軒高との関係性に調和した高さにすること。 【工作物Ａ】なるべく設けないこととし、やむを得ず設ける場合は、周辺からの見え方に配慮し、高さ９ｍ以下とすること。 【工作物Ｂ】高さ 1.5m以下とすること。 【工作物Ｃ】高さ 15m以下とすること。 【工作物Ｄ】なるべく設けないこととし、やむを得ず設ける場合は、周辺からの見え方に配慮し、高さ９ｍ以下とすること。
屋根形態	・屋根の形態は周辺の建物と調和するよう平入りを原則とし、まちなみと一体となるよう配慮すること。 ・勾配屋根とすること。
色彩	・彩度４以下とすること。 ・できる限り下記の色を用いること。 【外壁色】 ＜色相　0YR～5Y＞ ［彩度］4 以下、［明度］3～8 ＜色相　R 及び 5Y～10Y＞ ［彩度］2 以下、［明度］3～8 ＜その他色相＞ ［彩度］1 以下、［明度］3～8 ＜無彩色＞ ［明度］3～8 【屋根色】 ［彩度］2 以下、［明度］4 以下 【建築物】 ・当該建物の歴史性に配慮し、そこに依拠した色彩を維持すること。 ・建築物及び建具・アルミサッシの色彩は、できる限り茶系色もしくは無彩色とすること。 ・屋根色は板葺・焼瓦などに合わせた色彩とすること。 【工作物】 ・人工素材を用いた工作物の色彩は、茶系色を用いること。 ・自然素材を用いる場合は、自然の色調を維持すること。
素材	【建築物】 ・周辺環境と調和した素材とすること。 ・既存の住宅に合せ、できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。 ・できる限り当初材を利用し、屋根材は、できる限り現状の伝統的素材を用いること。 ・自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。 【工作物】 ・可能な限り自然素材を用いること。 ・機能の観点からやむを得ず人工素材を用いる場合は、修景等を施すこと。
植栽	・敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 ・屋敷林等の既存樹種をできる限り保全・活用すること。 ・生垣の整備に努めること。
屋外堆積物	・周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えることとし、やむを得ない場合は高さ 1.5m以下かつ面積 150 ㎡以下とすること。 ・周辺から目立たないよう、生垣等で遮蔽すること。 ・資材等の廃棄場所にならないよう、景観の保持に努めること。

項目	特別区域：佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観区域 上町景観重点保全区域（原則、以下の基準とし、文化的景観担当部局と事前協議を行う）
土石の採取	・採取・採掘を行う際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避け、周辺の景観への配慮を最大限行うこと。 ・行為後は土地の形状を原状に復すること。 ・石垣等の解体・石材の採取については、当該地域における重要な文化的価値を有する可能性もあり、できる限り現状を維持すること。
開発行為・土地の改変	・なるべく行わないこととし、やむを得ない場合は、周辺からの見え方に配慮し、必要最小限の改変にとどめること。 ・公共の用に供する施設整備に必要な用地は最小限度とすること。 ・駐車場は、住民の居住及び営業用（店舗の客用）に必要最小限とし、やむを得ず舗装する場合は、周辺の景観への配慮を最大限行うこと。 ・法面を植生で覆い、裸地を少なくすること。 ・法面をコンクリート等で覆う場合は、法尻部分に高木の植栽を行って景観を緩和すること。
水面の埋め立て・干拓	―
伐採	・できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。 ・樹姿又は樹勢のすぐれた樹木は保存し、日常の手入れに努めること。
自動販売機	・自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 【色彩・意匠】本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 【光量】できるだけ光量を抑え、夜間の良好な景観に配慮すること。

項目	特別区域：佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観区域 町場区域（原則、以下の基準とし、文化的景観担当部局と事前協議を行う）
配置	・隣地の建築物の壁面位置及び奥行規模に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。 ・歴史的景観に配慮し、歴史的建造物の建物配置についてはできる限り現況を維持すること。 ・建築物に付随する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。やむを得ない場合は、意匠・色彩等への配慮を行うことで対応すること。
高さ	【建築物】前面道路を起点として、最高高さ 10mかつ２階建て以下とし、できる限り、隣接する建物の軒高との関係性に調和した高さにすること。 【工作物Ａ】高さ 12m以下とすること。 【工作物Ｂ】高さ 1.5m以下とすること。 【工作物Ｃ】高さ 15m以下とすること。 【工作物Ｄ】高さ 12m以下とすること。
屋根形態	・屋根の形態は周辺の建物と調和するよう平入りを原則とし、まちなみと一体となるよう配慮すること。 ・勾配屋根とすること。
色彩	・彩度４以下とすること。 ・できる限り下記の色を用いること。 【外壁色】 ＜色相　0YR～5Y＞ ［彩度］4 以下、［明度］3～8 ＜色相　R 及び 5Y～10Y＞ ［彩度］2 以下、［明度］3～8 ＜その他色相＞ ［彩度］1 以下、［明度］3～8 ＜無彩色＞ ［明度］3～8 【屋根色】 ［彩度］2 以下、［明度］4 以下 ・当該建物の歴史性に配慮し、そこに依拠した色彩を維持すること。 ・建築物及び建具・アルミサッシの色彩は、できる限り茶系色もしくは無彩色とすること。 ・屋根色は板葺・焼瓦などに合わせた色彩とすること。
素材	【建築物】 ・周辺環境と調和した素材とすること。 ・既存の住宅に合せ、できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。 ・屋根材は、できる限り現状の伝統的素材を用いること。 ・自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。 【工作物】 ・可能な限り自然素材を用いること。 ・機能の観点からやむを得ず人工素材を用いる場合は、修景等を施すこと。
植栽	・敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 ・屋敷林等の既存樹種をできる限り保全・活用すること。 ・生垣の整備に努めること。
屋外堆積物	・周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えることとし、やむを得ない場合は高さ 1.5m以下かつ面積 150 ㎡以下とすること。 ・周辺から目立たないよう、生垣等で遮蔽すること。 ・資材等の廃棄場所にならないよう、景観の保持に努めること。
土石の採取	・採取・採掘を行う際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避け、周辺の景観への配慮を最大限行うこと。 ・行為後は土地の形状を原状に復すること。 ・石垣等の解体・石材の採取については、当該地域における重要な文化的価値を有する可能性もあり、できる限り現状を維持すること。
開発行為・土地の改変	・周辺からの見え方に配慮し、必要最小限の改変にとどめること。 ・駐車場は、住民の居住及び営業用（店舗の客用）に必要最小限とし、やむを得ず舗装する場合は、周辺の景観への配慮を最大限行うこと。 ・法面を植生で覆い、裸地を少なくすること。 ・法面をコンクリート等で覆う場合は、法尻部分に高木の植栽を行って景観を緩和すること。
水面の埋め立て・干拓	・護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとすること。 ・自然護岸・自然石護岸・自然河床の保全に努めること。 ・多様な生態系の維持に努めること。
伐採	・できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。 ・樹姿又は樹勢のすぐれた樹木は保存し、日常の手入れに努めること。
自動販売機	・自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 【色彩・意匠】本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 【光量】できるだけ光量を抑え、夜間の良好な景観に配慮すること。

項目	特別区域：佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観区域 農漁村及び森林区域（原則、以下の基準とし、文化的景観担当部局と事前協議を行う）
配置	・漁村においては、隣地の建築物の壁面位置に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。 ・農山村においては、道路からできるだけ後退させて設置し、道路に接する境界には植栽を施すこと。 ・歴史的景観に配慮し、歴史的建造物の建物配置についてはできる限り現況を維持すること。 ・建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫することとする。やむを得ない場合は、意匠・色彩等への配慮を行うことで対応すること。
高さ	【建築物】最高高さ 10mかつ２階建て以下とすること。 【工作物Ａ】高さ 12m以下とすること。 【工作物Ｂ】高さ 1.5m以下とすること。 【工作物Ｃ】高さ 15m以下とすること。 【工作物Ｄ】高さ 12m以下とすること。
屋根形態	・できる限り勾配屋根とすること。
色彩	・彩度４以下とすること。 ・できる限り下記の色を用いること。 【外壁色】 ＜色相　0YR～5Y＞ ［彩度］4 以下、［明度］3～8 ＜色相　R 及び 5Y～10Y＞ ［彩度］2 以下、［明度］3～8 ＜その他色相＞ ［彩度］1 以下、［明度］3～8 ＜無彩色＞ ［明度］3～8 【屋根色】 ［彩度］2 以下、［明度］4 以下 ・当該建物の歴史性に配慮し、そこに依拠した色彩を維持すること。 ・建築物及び建具・アルミサッシの色彩は、できる限り茶系色もしくは無彩色とすること。 ・屋根色は板葺・焼瓦などに合わせた色彩とすること。
素材	【建築物】 ・周辺環境と調和した素材とすること。 ・既存の住宅に合せ、できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。 ・屋根材は、できる限り現状の伝統的素材を用いること。 ・自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。 【工作物】 ・可能な限り自然素材を用いること。 ・機能の観点からやむを得ず人工素材を用いる場合は、修景等を施すこと。
植栽	・敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。・屋敷林等の既存樹種をできる限り保全・活用すること。
屋外堆積物	・周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えることとし、やむを得ない場合は高さ 1.5m以下かつ面積 150 ㎡以下とすること。 ・資材等の廃棄場所にならないよう、景観の保持に努めること。
土石の採取	・採取・採掘を行う際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避け、周辺の景観への配慮を最大限行うこと。 ・行為後は土地の形状を原状に復すること。 ・石垣等の解体・石材の採取については、当該地域における重要な文化的価値を有する可能性もあり、できる限り現状を維持すること。
開発行為・土地の改変	・周辺からの見え方に配慮し、必要最小限の改変にとどめること。 ・漁村においては、主要道路から海岸への眺望を妨げる土地の改変はできる限り行わないこと。 ・漁村においては、開発による法面は植生で覆い、裸地を少なくすること。 ・農山村においては、開発による土地造成に伴い、高さが５mかつ長さが 50mを超える法面が生ずる造成はできる限り行わないこと。
水面の埋め立て・干拓	・護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとすること。 ・自然護岸・自然石護岸・自然河床の保全に努めること。 ・多様な生態系の維持に務めること。
伐採	・できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。 ・樹姿又は樹勢のすぐれた樹木は保存し、日常の手入れに努めること。
自動販売機	・自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 【色彩・意匠】本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 【光量】できるだけ光量を抑え、夜間の良好な景観に配慮すること。

史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画書　第Ⅱ期

発行日　平成30年3月30日
発　行　佐渡市産業観光部世界遺産推進課
〒952-1292　新潟県佐渡市千種232番地
電話　0259-63-5136
印　刷　新穂印刷
〒952-0108　新潟県佐渡市上新穂634-4